

学校法人鈴鹿享栄学園授業料等の納入に関する規程

平成26年4月1日  
制 定

(目的)

**第1条** この規程は、鈴鹿享栄学園が設置する学校（鈴鹿享栄学園組織規程第3条に規定する学校をいう。以下、同じ。）に在籍する生徒（以下「生徒」という。）の授業料、教育充実費等（以下「授業料等」という。）の納入、その他の必要事項について定めることを目的とする。

(納入義務者)

**第2条** 生徒の保護者又は保証人は、納入義務者として授業料等を納入しなければならない。

(授業料等の金額)

**第3条** 授業料等の金額は、学則に定める。

(納入方法)

**第4条** 納入義務者は、学校が別に定める納入方法に基づいて、授業料等を納入しなければならない。

(納入月日及び期間)

**第5条** 授業料等の納入月日及び期間は、学校が別に定め又は指定する。

2 校長及び納入義務者は、協力して、前項所定期間内に授業料等の納入を完了しなければならない。

(督促)

**第6条** 校長は、授業料等の滞納がある場合には、納入義務者に対して督促しなければならない。

2 前項の督促は、納入期間を1カ月経過した日以降の2週間以内に督促状（様式第1号）をもって行うものとする。

(延納)

**第7条** 納入義務者から授業料等の延納願（様式第2号）が提出された場合には、所属長は、事情調査の上、納入期限より最高3カ月の期間に限り延納を許可することができる。

2 前項の延納許可は、納入義務者に対し延納許可書（様式第3号）を交付して行う。

(受験資格・出席停止)

**第8条** 所属長は、納入義務者が授業料等を納入期日までに納入せず滞納している場合には、当該学生等に対して定期試験・卒業試験を受験する資格を与えない。また、事情により、出席を停止することがある。ただし、前条により延納許可を受けている生徒には、その許可された期間に限り受験資格を与えるとともに出席を停止しない。

(延納者の進級・卒業)

**第9条** 授業料等の延納許可期限が学年末を越える場合には、授業料等が完納されるまで進級・卒業を延期する。

2 授業料等が延納期間内に完納されたときは、進級・卒業の正規日付に遡及して、当該生徒の進級・卒業を認める。

(除籍)

**第10条** 校長は、納入義務者に第6条に規定する督促を行うも授業料等納入期限又は口座振替日の属する月の末日（以下「授業料等納入期限」という。）より3カ月の滞納がある場合には、当該生徒を除籍する。

2 前項の除籍日付は、生徒が出席した最終月に属する日とし、授業料等の未納分は徴収不能額として取扱う。

3 死亡者の除籍日付は、当該志望者の死亡日とする。

(休学に係る授業料等の免除)

**第11条** 生徒が休学した場合には、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する前月までの間、授業料等の納入を免除する。

(出席停止期間中の授業料等の徴収)

**第12条** 生徒の出席停止期間中の授業料等は、これを徴収する。

(退学者の授業料等の取扱い)

**第13条** 退学者の授業料等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 学期・月の途中で退学した者の当該期分・月分の授業料等は、これを徴収するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、未納を督促するも当該期分、月分の授業料等が納入されない場合には、生徒が出席した最終月に属する日とし、授業料等の未納分は徴収不能額として取り扱う。

(3) 退学月の翌月以降の授業料を前納している場合は、当該前納分の授業料等は返還する。

(転入・転出の場合の授業料等の納入)

**第14条** 生徒が転入、転学した場合の授業料等の納入については、次のとおりとする。

(1) 転入学の場合 授業料等の納入は、転入学を許可された日の属する月からとする。

(2) 転学の場合 授業料等の納入は、転学を許可された日の属する月までとする。

(授業料等の減免)

**第15条** 経済的理由で授業料等の納入が困難であり、かつ学業優秀、運動能力が優れ、他の生徒の模範になると認められる場合には、当該生徒の授業料を減免することがある。

2 前項の授業料等の減免は、校長が理事長に申請し(様式第4号)、理事長がこれを承認した場合に限る。

3 前項により、授業料等の減免を許可された場合には、校長は「授業料等の減免通知書」(様式第5号)により納入義務者に通知する。この場合の通知方法については、校長がこれを定める。

4 授業料等の減免を許可された後、その事由が消滅したとき又は虚偽の事実が判明したときは、校長がこれを取消す。

(私費外国人留学生の授業料等の減免)

**第16条** 私費外国人留学生の授業料等の減免に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(細則の制定)

**第17条** この規程の運用に関する必要な事項については、常任理事会の議を経て理事長が別に定めることができる。

(規程の改廃)

**第18条** この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長がこれを行う。

#### 附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。